日本学生支援機構奨学金

災害救助法適用地域の世帯の学生に対する緊急採用・応急採用の実施について

以下の地域で災害救助法が適用されました。適用地域の世帯の学生で、奨学金を希望する者は、窓口まで申し出てください。

適用地域及び適用日

災害救助法適用地域	適用日	災害
高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県の 各市町村(別紙参照)	7月5日~ 7月8日	平成 30 年台風第7 号及び前線等に伴う大雨による災害

- *以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。
 - 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生
 - 上記の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

貸与始期及び貸与終期

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金)	平成 30 年7月以降で 希望する月	原則として 平成31 年3月まで(※)
応急採用 (第二種奨学金)	平成 30 年4月以降で 希望する月	修業年限の終了月まで

- ※翌年度以降も第一種奨学金が必要と認められる場合は、「緊急採用継続願」を年度末 ごとに繰り返し提出することにより、修業年限の終了月まで延長できます。
- *応募書類は、学生生活支援グループのほか、医学部、創造工・工学部、 農学部の学務課・学務係でも、取り次ぎを行います。

平成 30 年7月 10 日 学生生活支援グループ